

指摘事項等

情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）第 47 条第 1 項第 13 号に基づき、独立行政法人情報処理推進機構（以下、「IPA」という。）が Rapidus 株式会社へ出資を行う際には、IPA が獲得する株式の設計は以下のとおりとすべきである。

あわせて、以下の事項について、同法第 64 条第 1 項の実施計画に反映すべきである。

- IPA の出資によって獲得する議決権は、筆頭株主である位置づけを確保するための必要最低限の水準とするべく、平時においては、保有する株式が発行株式総数に占める比率にかかわらず、最大の民間株主の議決権保有割合に 1 %を加えた数を上限として（ただし、当該割合よりも保有株式が発行株式総数に占める比率が小さい場合は、保有する株式数に応じて）保有すること。
- IPA の保有する株式には、経営上特に重要な株主総会決議事項（取締役の選任、株式の発行、株式公開の申請に伴い必要となる定款の変更）について、株主間の意見不一致により機関決定ができない状況に陥った場合、選定事業者や他の民間株主と協議した上で当該事項に関する方針を決定できる権利を付与すること。
- IPA の保有する株式には、選定事業者において経営上重大な懸念が発生している有事（①経営改善を講じた上でなお、今後の事業展開に深刻な問題が発生することにより短中期的に支払不能又は債務超過が発生する見通しが高い場合、②主要経営者が長期間職務遂行不能（病気による長期療養や不慮の事故等）とみなされる場合、③発行会社による粉飾決算や法令違反、重大な契約違反、政府に対する虚偽報告が発覚した場合）であって、かつ、選定事業者との協議を経ても改善が具体的に見込まれない場合、保有する株式が発行株式総数に占める比率に相当する議決権を獲得する権利を付与すること。
- IPA が、以下に定める重要な経営事項に関する機関決定に対して、黄金株を保有することを許容すること。
- IPA の保有する株式の 1 株あたりの払込金額や想定期待リターンについては、政府・IPA と他の民間株主との間で同等とすること。また、剰余金配当、残余財産分配その他の経済的価値に関する条件についても、IPA と他の民間株主との間で、議決権の有無も含めて総合的に考えた場合に劣後しない形とすること。

（黄金株の保有によって、IPA が拒否権を保有すべき機関決定）

- ① 解散
- ② 以下の内容を変更する旨の定款変更

- (ア) 当会社の目的
 - (イ) 機関設計
 - (ウ) 発行可能株式総数
 - (エ) 株式の譲渡制限
 - (オ) 各種類株式の内容
- ③ 資本金の額の減少又は資本準備金の額の減少
 - ④ 取締役の選任又は解任（ただし、取締役の選任又は解任にかかる株主総会決議時点において、公的主体以外の単一の株主又は単一の株主とその共同保有者が100分の5以上の議決権比率を有する場合に限る）
 - ⑤ 株式の譲渡に係る承認
 - ⑥ 募集株式、募集新株予約権、募集新株予約権付社債又は株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得できる権利の発行、処分又は付与（一般的な慣行を踏まえて政府・IPAが合意した範囲内で従業員や役員に対しストックオプションを発行する場合を除く）
 - ⑦ 他の会社の株式又は持分の取得
 - ⑧ 株式又は持分の保有を伴う会社の設立
 - ⑨ 株式の併合
 - ⑩ 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式交付、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、保有する他の会社の株式若しくは持分の譲渡、事業の全部の賃貸、事業の全部の経営の委任及び三角組織再編
 - ⑪ コア技術に関連する資産の処分であって、かつ、事業に重要な影響を与えうるもの
 - ⑫ 第三者との間におけるコア技術に関連する契約の締結、変更、承継であって、かつ、事業に重要な影響を与えうるもの
 - ⑬ 取締役会決議事項の変更（①から⑫に係る取締役会決議事項の変更に限る）